

## 介護サービス事業特別会計〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

### 1 概 要

本事業は、要支援１，２と認定された方に対し要介護状態となる事を予防するための具体的な手段として予防給付に係るケアマネジメントを行う業務である。

なお、予防給付に係るケアマネジメントは、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けて実施する業務であり、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託して行っている。

高齢化が進む中で、守谷市の要支援認定者は増加傾向となっており、今後は「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけ日常生活の活動性を高め、自立支援に向けたケアマネジメントが重要となる。

### 2 歳入の状況

(単位：千円，％)

| 款      | 項       | 31 年度  | 構成比   | 30 年度  | 構成比   | 増減額    | 増減率   |
|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| サービス収入 | 介護給付費収入 | 10,889 | 66.9  | 7,679  | 51.2  | 3,210  | 41.8  |
| 繰入金    | 他会計繰入金  | 5,381  | 33.1  | 7,318  | 48.8  | △1,937 | △26.5 |
| 繰越金    | 繰越金     | 1      | 0.0   | 1      | 0.0   | 0      | 0.0   |
| 歳入合計   |         | 16,271 | 100.0 | 14,998 | 100.0 | 1,273  | 8.5   |

### 3 歳出の状況

(単位：千円，％)

| 款       | 項         | 31 年度  | 構成比   | 30 年度  | 構成比   | 増減額    | 増減率   |
|---------|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 総務費     | 総務管理費     | 7,458  | 45.8  | 9,521  | 63.5  | △2,063 | △21.7 |
| サービス事業費 | 介護予防サービス費 | 8,712  | 53.6  | 5,376  | 35.8  | 3,336  | 62.1  |
| 諸支出金    | 繰出金       | 1      | 0.0   | 1      | 0.0   | 0      | 0.0   |
| 予備費     | 予備費       | 100    | 0.6   | 100    | 0.7   | 0      | 0.0   |
| 歳出合計    |           | 16,271 | 100.0 | 14,998 | 100.0 | 1,273  | 8.5   |

|       | 新年度   | 前年度   | 差      | 主な名称                     |
|-------|-------|-------|--------|--------------------------|
| 事業費   | 7,458 | 9,521 | △2,063 |                          |
| 国庫支出金 | 0     | 0     | 0      |                          |
| 県支出金  | 0     | 0     | 0      |                          |
| 地方債   | 0     | 0     | 0      |                          |
| その他   | 7,458 | 9,521 | △2,063 | 一般会計繰入金, 居宅介護予防支援サービス費収入 |
| 一般財源  | 0     | 0     | 0      |                          |

## 【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の改正介護保険法施行に伴い、指定介護予防支援事業者の指定を受けた地域包括支援センターが要支援認定者に対する予防給付に係る介護予防ケアマネジメントを実施することとなった。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援1又は要支援2と認定され、在宅ケアプランを必要とする高齢者に対するケアプランを作成し、生活機能の改善・利用者の望む生活を実現させる。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護支援専門員が要支援認定者へのアセスメントを行い、適切かつ必要な介護サービスの計画を作成する。  
地域包括支援センターにおいて介護支援専門員を任用し、状態改善の可能性が高い高齢者の生活機能維持向上に努める。  
伝送システムを利用して、国保連合会への介護給付費請求手続を行う。

|       | 新年度   | 前年度   | 差     | 主な名称            |
|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 事業費   | 8,712 | 5,376 | 3,336 |                 |
| 国庫支出金 | 0     | 0     | 0     |                 |
| 県支出金  | 0     | 0     | 0     |                 |
| 地方債   | 0     | 0     | 0     |                 |
| その他   | 8,712 | 5,376 | 3,336 | 居宅介護予防支援サービス費収入 |
| 一般財源  | 0     | 0     | 0     |                 |

## 【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年4月の改正介護保険法施行に伴い、指定介護予防支援事業者の指定を受けた地域包括支援センターが要支援認定者に対する予防給付に係る介護予防支援を実施することとなった。当市では平成29年度から総合事業が開始され、訪問介護と通所介護に関わる要支援認定者のケアプランは、市の事業(介護予防ケアマネジメント)に移行した。

## 【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要支援1又は要支援2と認定され、在宅ケアプランを必要とする高齢者に対するケアプランを作成し、生活機能の改善・利用者の望む生活を実現させる。

## 【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

居宅介護支援事業者にケアプラン作成を委託し、生活環境の調整や医療との連携を考慮したケアプラン作成やサービス担当者会議の支援を行う。